

富山市外国語指導助手（ＡＬＴ）配置業務委託仕様書

富山市（以下「発注者」という。）は、受託者（以下「受注者」という。）に、この仕様書で定める外国語指導業務を委託する。なお、本委託契約は民法第 643 条から 656 条に定める「準委任契約」の規定に基づき実施されるものである。

1. 委託業務の内容

(1) 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(2) 委託業務内容

ア. 受注者の業務

受注者は、小学校及び中学校において、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 外国語活動の授業における指導・助言
- ② 英語の授業における指導・助言
- ③ 教材作成
- ④ その他、発注者と受注者が協議し定めた事項

イ. 委託業務を行う際の留意事項

- ① 事前に提出された授業計画に基づき業務を行うこと。
- ② 誠実に業務に取り組むこと。
- ③ 児童生徒との人間関係を良好に保つこと。
- ④ 外国語活動に関する助言については、富山市の学校状況を踏まえて実施すること。

2. 委託業務履行場所等

委託業務履行場所は、富山市教育委員会（以下「市教委」という。）が定める富山市内の複数の小学校、中学校（以下「学校」という。）とする。

※別紙一覧表のとおり

3. 外国語指導講師

(1) 委託業務を履行するにあたり、受注者は、外国語指導講師（以下「ＡＬＴ」という。）を定め、発注者に事前に通知する。

(2) ＡＬＴは、次の条件を満たすものとする。

- ① 英語を母語とする者
- ② 大学以上の教育機関を卒業した者
- ③ 有効かつ適正な就労査証を有する者
- ④ 本業務の履行に必要な水準の教授技術を有する者
- ⑤ 富山市の学校において業務を履行するＡＬＴとして、その業務に専念できる者

4. 業務履行時間

- ① 祝祭日を除き、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後4時15分の内で7時限以内とする。
- ② 指導業務の履行は、週当たり24時間程度とし、1日、5回程度の指導業務とする。

5. 業務責任者

- (1) 受注者は、この契約の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- (2) 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理、統括及び次の業務を行う。
 - ① ALTに業務命令を行うとともに、円滑な受託業務の履行を管理し、発注者との連絡にあたらせること。
 - ② 受託業務の履行状況を学校訪問等により把握し、適宜発注者に報告を行うこと。
 - ③ ALTの入国及び住所移動の際には、官公署における各種手続きが適切に完了したか監督すること。
 - ④ ALTの住宅入居手続、日常生活に必要な諸手続等が適切に完了したか監督すること。
 - ⑤ その他、ALTの不測の事態に関し、緊急の対応を行うこと。

6. 受注者の監督事項

- ① ALTが全力を挙げて業務に専念し、その職責を果たすようにすること。
- ② ALTが発注者の信用を傷つけ、又は発注者の不名誉となるような行為を行わないようにすること。
- ③ ALTが業務上知り得た秘密を漏らさないようにすること。退職後も、同様とする。
- ④ ALTが、業務履行上、宗教活動又は政治活動を行わないようにすること。
- ⑤ ALTが自動車を運転する場合は、日本国内で運転するにあたり適正な免許を保持していること。
- ⑥ ALTに対し、本業務が請負により履行されることに関し、法令順守について周知徹底を図ること。
- ⑦ ALTに対し、適宜研修を実施し、英語指導技術の向上等に努めること。
- ⑧ ALTの使用者として、労働関係法令上の全ての責任を果たすとともに、適切な教育指導と業務命令を行うこと。

7. 委託業務履行状況の調査

- (1) 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し、委託業務の履行状況に関し、報告を求めることができる。発注者が、委託業務の履行状況に問題が生じていると判断した場合、受注者は調査の上、必要な改善を図る。
- (2) 発注者及び受注者は、本委託契約が定める条項、適正業務委託の要件に反する行為等を認識した場合、速やかに協議・合意の上、是正措置をとる。

8. 受託業務の履行

受注者は、受託業務の履行に当たり、次の事項を遵守する。

- (1) 受託業務の履行担当A L Tを定め、委託の趣旨に従い、受注者の責任において受託業務を完遂すること。
- (2) 受託業務の履行担当A L Tに支障が生じ、臨時に変更する場合には、必要に応じて直ちにその旨を発注者に報告し、臨時担当A L Tの氏名を発注者へ通知の上、受託業務を履行すること。
- (3) 受注者の都合により、上記9(2)による臨時担当A L Tによる業務の履行ができなかった場合、受注者は未履行分の受託業務を発注者と調整の上、委託業務履行期間中の他の日に履行すること。
- (4) 受注者は、上記9(2)の臨時的措置が長期に及ぶ時は、速やかに発注者に報告を行うとともに、必要な管理上の措置をとる。

9. 業務委託の手順に関する説明

受託者は、業務委託に関する手順書（以下「手順書」という。）を用い、市教委、学校管理者、教職員にその内容の説明を行うものとする。手順書の内容は次の事項を満たすものとする。

- ① 毎年改定を施したものであり、最新の労働法令、通達等を反映したものであること。
- ② 作成する手順書は、市教委、学校管理者、教職員用の3種類とし、必要部数を印刷、製本すること。
- ③ 手順書は、請負と労働者派遣の違い及び本業務が請負により実施されていることについて言及するとともに、学校現場でただちに分かるような体裁をとっていること。
- ④ 手順書の内容は、法令を遵守すること。

10. 教材の提供

受注者は、学習指導要領に則したLESSンプランを、各学校における業務開始日までに配付する。LESSンプランは次の事項を満たすものとする。

- ① 教職員、A L Tの分担が明確にされていること。
- ② 小学校LESSンプランは、”Hi, friends!” や “We Can!” “Let’ s Try!” との対応箇所が明示されていること。
- ③ 冊子とし、A L T用に英語版を作成すること。
- ④ フラッシュカード等必要な付属物を含むこと。
- ⑤ 中学校LESSンプランは、小学校LESSンプラン及び高等学校における授業内容との連携がなされていること。
- ⑥ 教職員、A L Tが手を加えることなく、授業にそのまま使用できるものであること。
- ⑦ 受注者が独自で作成したものであり、過去に政令指定都市又は中核市において使用実績があること。
- ⑧ 内容が学校現場において妥当なものであること。

1 1. コンプライアンスに関するサポート

受注者は、本業務に関する法的な管理を行い、適正な業務の履行を期することとする。

1 2. 業務履行に関する物品について

- ① 発注者は受注者に対し、学校において使用する机及び椅子等は無償で貸与する。
受注者は貸与された物品を善良なる注意のもと管理する。
- ② 受注者の故意又は過失により、学校等の施設、備品又は機材を滅失毀損させた場合、受注者はその費用にて発注者に代品を納めるか、又は受注者の費用にて損害の原状回復を図るか、又はその損害を発注者に賠償する。

1 3. その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) この仕様書に定めていない事項または疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議すること。

平成31年度ALT配置（案）

ALT名	配 置 校		
1	月～金	堀川中学校	（5日）
2	月～金	速星中学校	（5日）
3	月火水木	新庄中学校	（4日）
	金	針原小	（1日）
4	月火水木	山室中学校	（4日）
	金（午前）	太田小	（0.5日）
	金（午後）	→福沢小	（0.5日）
5	月火水木	北部中学校	（4日）
	金（午前）	倉垣小	（0.5日）
	金（午後）	→草島小	（0.5日）
6	月水木金	奥田中学校	（4日）
	火	五福小	（1日）
7	月火水木（午前）	呉羽中学校	（3.5日）
	木（午後）	池多小	（0.5日）
	金（午前）	古里小	（0.5日）
	金（午後）	→朝日小	（0.5日）
8	月火水	大沢野中学校	（3日）
	木	大久保小	（1日）
	金	月岡小	（1日）
9	月火水	西部中学校	（3日）
	木金	呉羽小	（2日）
10	月火水	南部中学校	（3日）
	木金（午前）	堀川小	（1.5日）
	金（午後）	柳町小	（0.5日）
11	月火水（午前）	藤ノ木中学校	（2.5日）
	水（午後）	三郷小	（0.5日）
	木金（午前）	広田小	（1.5日）
	金（午後）	浜黒崎小	（0.5日）
12	月火水（午前）	八尾中学校	（2.5日）
	水（午後）	檜尾小	（0.5日）
	木（午前）	楡原中学校	（0.5日）
	木（午後）	→神通碧小	（0.5日）
	金（午前）	山田中学校	（0.5日）
	金（午後）	→山田小	（0.5日）
13	月火	月岡中学校	（2日）
	水	大庄小	（1日）
	木金	上滝中学校	（2日）

14	月火	山室中部小	(2日)
	水	熊野小	(1日)
	木金	興南中学校	(2日)
15	月火	岩瀬中学校	(2日)
	水木(午前)	新庄小	(1.5日)
	木(午後)	→八幡小	(0.5日)
	金	桜谷小	(1日)
16	月木(午前)	三成中学校	(1.5日)
	火水	蜷川小	(2日)
	木(午後) 金	→新庄北小	(1.5日)
17	月水(午前)	杉原中学校	(1.5日)
	火	八尾小	(1日)
	水(午後)	→船嶺小	(0.5日)
	木	杉原小	(1日)
	金	神保小	(1日)
18	月	新保小	(1日)
	火水(午前)	大泉中学校	(1.5日)
	水(午後)	老田小	(0.5日)
	木(午前)	水橋中部小	(0.5日)
	木(午後)	→上条小	(0.5日)
	金(午前)	岩瀬小	(0.5日)
	金(午後)	→四方小	(0.5日)
19	月火金	芝園中学校	(3日)
	水	水橋東部小	(1日)
	木	西田地方小	(1日)
20	月火水	芝園小	(3日)
	木金(午前)	奥田小	(1.5日)
	金(午後)	→寒江小	(0.5日)
21	月火水(午前)	鵜坂小	(2.5日)
	水(午後)	長岡小	(0.5日)
	木金	東部中学校	(2日)
22	月木	城山中学校	(2日)
	火水(午前)	山室小	(1.5日)
	水(午後)	神明小	(0.5日)
	金	宮野小	(1日)
23	月火水(午前)	速星小	(2.5日)
	水(午後) 木	大沢野小	(1.5日)
	金	荻浦小	(1日)

24	月水	豊田小	(2日)
	火(午前)	保内小	(0.5日)
	火(午後)	→音川小	(0.5日)
	木金(午前)	水橋中学校	(1.5日)
	金(午後)	→水橋西部小	(0.5日)
25	月火水(午前)	堀川南小	(2.5日)
	水(午後) 木	→東部小	(1.5日)
	金	大広田小	(1日)
26	月火(午前)	光陽小	(1.5日)
	火(午後)	古沢小	(0.5日)
	水木	和合中学校	(2日)
	金(午前)	上滝小	(0.5日)
	金(午後)	→小見小	(0.5日)

※この配置案は契約時点のものであり、変更を生じる場合があります。